

「小樽市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- 1 意見等の提出者数 2 人
- 2 意見等の件数 23 件
- 3 上記2のうち計画案の記載を修正した箇所 3 箇所
- 4 意見等の概要及び市の考え方

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	(全体を通じて) 災害の定義を明確にすべきである。災害対策基本法:第一章第二条(定義)―災害に示されることを指す場合はその旨の説明が必要である。	本避難支援計画は、災害対策基本法に基づき策定した本市の地域防災計画を上位計画としており、対象となる災害への対応についても地域防災計画で記載をしているため、改めて定義を明記しないことと整理をしております。
2	(全体を通じて) 平常時についても定義相当の記載が必要である。災害ではないと想定される小規模火災、交通事故、一般降雪と落雪の事案についても避難行為が発生する場合があります、その取り扱いがイメージできるようにしていただきたい。	本避難支援計画は、災害対策基本法に明記されている大規模災害の発生を想定をして、記載をしております。これらに至らない自然災害、人為的災害があったときでも、万一避難行為が生じた場合は、特定の地区や人員においてこれらの対応を準拠できるものと考えておりますので、まずは案の表現で御理解をお願いいたします。
3	(全体を通じて) 平常時に小樽市含む関係機関、町内会、避難行動要支援者がそれぞれ何をすべきか全容が明記されていない。名簿作成に関すること、避難訓練以外に多々存在すると思われる。すなわち2頁に「平常時から連携を図りながら災害対策を進めていくことを目的とする」とあるがこれに対応した行動一覧の記載が不十分である。	避難行動要支援者、避難支援等関係者、小樽市の3者における基本的な役割等については、12ページに記載した「避難支援計画作成に当たってのおのおのの役割と関係性について」で基本的な事項を提示しております。現時点で災害時の状況に応じた行動の全容を記載するまでに至っておりませんので、今後、必要に応じて記載の見直しを図ってまいりたいと考えております。
4	(第2章 避難行動要支援者の把握・管理 P2) 「名簿の作成に当たっては本市(福祉保険部)で保有する対象者情報を集約し、作成するものとする」とあるが、この記載は適切ではない。3頁2避難行動要支援者の範囲が地域防災計画で定められているのであるから、その旨を示すべきである。	御指摘を踏まえ、1避難行動要支援者名簿の作成・共有・管理・更新の項目について次のとおり修正します。 「本市は、避難行動要支援者に対して～に実施するため、地域防災計画に記載のある避難行動要支援者名簿の作成・更新の項に基づき、作成・更新を行うものとする。 なお、これらの情報は、市内部において総務部及び消防本部で共有をするものとする。」
5	(第2章 避難行動要支援者の把握・管理 P3) 第2章の2の避難行動要支援者の範囲ですが、要介護認定は3以上、身体障害者は第1種まで、知的障害者はAのみ、精神障害者は記載なしになっていますが、これでは範囲が不十分のように感じました。軽度の障害等でも災害時ではどうなるかわからないので、範囲を広げて名簿に記載した方が良いでしょうに思います。	記載のとおり要介護3～5、身体障がい者手帳1～2、療育手帳A、市長が認めた者を対象として既に名簿を作成しており、これらの方だけでも現在、約4,000の方がいらっしゃいますので、まずはこの内、災害警戒区域の居住の方から優先的に個別避難計画の作成を進めたいと考えております。 御指摘のありました精神障がいの方などは、他都市の事例からも対象として事例も多いことから、名簿対象の要否については、今後の検討課題とさせていただきますと思います。
6	(第2章 避難行動要支援者の把握・管理 P3) 第2章の3の名簿記載事項ですが、項目に支援の優先度を加えると良いと思いました。前述のように避難行動要支援者の範囲を広げれば、支援が手薄になる危険があると思いますが、個別訪問等で支援の必要性の大きさを評価し、ランク付けしておけば、災害時、効率的に支援できるように思います。	個人が所有する計画票に優先度を記載することは難しいものと考えておりますが、作成する側の書類としては一定の優先度の表記は今後の検討課題としていきたいと思っております。 御意見を参考として身体的状況・居住環境などは個別訪問時に聞き取り、効率的な支援ができるよう努めたいと考えております。

No.	意見等の概要	市の考え方等
7	(第2章 避難行動要支援者の把握・管理 P4) 5の名簿情報の提供に「情報提供に関する同意を得るものとし」とあり、様式2からは氏名が自書されない場合も想定されている。すなわち認知症などから本人が同意申込みに関する事が理解できなくても、家族などの意思で同意調査書(兼申込書)が作成されることを想定している。これを受け「同意を得る」対象者を本人または家族などと追記すべきである。	内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」では、実務に当たっての同意は口頭と書面を問わず、状況に照らして本人が実質的に同意していると判断できることが必要であり、また判断能力に課題があるケースは親権者や法定代理人等から同意を得ることで差し支えないこととされております。
8	(第2章 避難行動要支援者の把握・管理 P4) 5の名簿情報の提供ですが、対象者本人に名簿作成の目的等周知と情報提供への同意を求めています。対象者の範囲を見ると、認知機能に不便のある方が含まれており、対象者本人にこれらの行為を行うのは難しいのではと思いました。調査書等の作成等も含めて、対象者の介護等を行っている家族等に周知や同意等の避難行動計画に関する事項を行ってもらうことができるよう、柔軟に設定した方が良いように思います。	このため、御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 対象者本人(本人が判断能力に課題があるケースは親権者や法定代理人等)に～。
9	(第2章 避難行動要支援者の把握・管理 P4) 5名簿情報の提供などに記載されていることは条例化されるのかを示して欲しい。	平常時から本人の同意がなくても名簿情報を外部に提供するための条例化につきましては、まずは御本人への制度の周知や意思確認が重要と考えておりますので、現時点での予定はしておりません。
10	(第3章 避難支援等の実施に向けた取組と体制づくり P4～5) 小樽市が平常時に行うべき事として以下を明記して欲しい。すでに実施済みの場合もその旨を明記した方がよい。すでに消防業務で導入されている住宅地図に災害弱者存在位置をハートマークなどで示し、119番通報を受けたときに災害地点近隣に災害弱者の存在有無を確認し、災害救急活動に活用する。	消防行政として、御意見の内容を導入していることは承知しておりますが、この内容は支援する側の具体的な実務としての手法であるため、現時点では本避難支援計画に記載することが適当だと考えておりませんので、御理解をお願いいたします。
11	(第3章 避難支援等の実施に向けた取組と体制づくり P5) 2地域の支援体制において町内会、避難行動要支援者および家族含む近隣者が平常時に行うべき事項をより具体的に記載した方がよい。	平時に行うべき事項は、現時点で一定程度盛り込まれていると認識しておりますが、今後、具体的な事項を新たに見出せた場合は、必要に応じて追記したいと考えております。
12	(第3章 避難支援等の実施に向けた取組と体制づくり P5) 「災害時には「自助」の考え方が基本」であることを市民に周知徹底するのは小樽市のタスクではないのか。そうであれば2地域の支援体制ではなく小樽市の業務として記載すべきではないのか。	自助の周知について、要支援者に対する啓発の全てを地域に負わせる趣旨ではなく、地域での共助を実施する前提として、平常時から自らができる範囲での準備を考えていただくことを促すよう記載したものです。 自助の周知啓発は、これまでも市から行ってきておりますが、個別計画作成段階の今後においても継続して啓発してまいりたいと考えております。
13	(第3章 避難支援等の実施に向けた取組と体制づくり P5) 例えばとして「要支援者MAP」の作成を町内会に求めている。これについては小樽市全域の住宅地図に災害弱者などをポイントしたデジタル情報を小樽市が町内会に提供するなどの支援が必須と考える。	要支援者名簿は、必要とする範囲内での情報提供を想定しており、自主防災組織にあつては、関係外となる市内全域の要支援者情報を提供することできませんので、御理解をお願いいたします。
14	(第3章 避難支援等の実施に向けた取組と体制づくり P5) 第3章の2の地域支援体制ですが、避難行動要支援者に啓発して自助を求めています。そもそも自分で何とかできないからこそ、要支援者になっている訳で、矛盾しているように思いました。	本計画案の趣旨は、在宅であつて災害時に自力で避難することが困難な方が、地域の中で避難支援が受けられるような体制の構築を目指すものですが、平常時から当事者が御自身の避難の在り方について考え、災害時に公助を受けるまでの間、自らの身を守るため、可能な限り主体的な行動を取ることが重要であると考えております。 また、本計画案は、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の内容を反映したもので、自助・共助は重要な位置づけとして考えております。

No.	意見等の概要	市の考え方等
15	(第4章 避難支援等の内容 P6) 第4章の2情報の伝達も、上記のように認知等に不便を抱える方々に、メール、ホームページ、データ放送を扱えるのかと疑問を持ちました。	高齢者の方がデジタル機器に詳しくないことは理解するところでありますが、人口減少・高齢化が進展する中、避難者を支える方が減少していることも事実であり、デジタル化の推進が不可欠な時代となってきています。 今後は、高齢者にこれらの取扱いについて、機会を通じて啓発し、慣れていただくことが必要であると考えております。
16	(第4章 避難支援等の内容 P6～7) 小樽市は安否をどのような手段で確認するのか。さらに何を持って安否不明と判断するのか。	
17	(第4章 避難支援等の内容 P6～7) 安否確認を本人あるいは家族がネットワークを活用して小樽市に通知するようなwebサイトの用意が小樽市には必要なのではないかと。	名簿情報は、平常時から警察、消防、民生委員に提供しておりますが、安否確認は、これら各地区の避難支援等関係者や避難支援等実施者が持っている通信手段をもって確認することが基本となります。 安否確認システムの構築や安否確認訓練の実施は、重要なことと認識しておりますので、今後の検討課題とさせていただきますと思います。
18	(第4章 避難支援等の内容 P6～7) 小樽市主催の安否確認訓練が必要であり、その旨本全体計画に記載できないか。また、民生委員、避難支援等関係者と連絡体制を整備するとあるがこれについても名簿化・情報共有と訓練が必要ではないのか。	
19	(第4章 避難支援等の内容 P7) (第6章 個別避難計画の作成 P10) 第4章の3及び第6章の(6)の避難支援の実施について、必ず支援を受けられるものではないことを周知とありますが、ただの責任逃れで、助けられなかったことに対する言い訳のように感じました。そうではなく、最後の最後まで努力するから、あなたも諦めないで的の内容にした方が、合理的ではなくても、社会正義的に良いように思います。	避難支援等実施者においても、発災時には自身が被災している場合もあり、まずは自分や家族の身の安全を確保した上で、可能な範囲で要支援者への支援を実施していかざるを得ないと考えております。 このため、避難支援の実施に関して、法的な責任や義務が生じるものではないことを明確にしておかないと、今後、避難支援等実施者を見つけることが困難となるおそれがあると思われまます。 災害時に備えて平常時から「自分でできること」、「地域ができること」、「行政が行うこと」を考え、共通の認識を持つておくことは非常に重要なことであり、御意見を参考とし、個別計画作成段階において対象者への丁寧な周知に努めてまいりたいと考えております。
20	(第5章 避難所における要配慮者への配慮 P8～9) 「福祉避難所の開設等に関する協定書」の協定締結施設が記載されているが、今後増減することを配慮すると全体計画に記載すべき情報としては不適切ではないか。小樽市ホームページにオープンデータとして登録する方がスマートである。	福祉避難所の設置・運営において、記載されている施設は平成25年以降、変動がありませんので、当面、この記載のとおりだと思いますが、今後、極端な増減があるようでしたら記載方法を工夫したいと考えております。 なお、御意見を踏まえ、小樽市ホームページにオープンデータとして掲載をさせていただきます。
21	(第5章 避難所における要配慮者への配慮 P8～9) 第5章の2の(2)要配慮者の移送で、困難な場合のみ避難所担当職員等の協力者が支援とありますが、災害時は1分1秒を待たない状況なので、臨機応変に対応した方が良いように思います。	御指摘を踏まえ、2福祉避難所の設置・運営(2)要配慮者の移送の項目について次のとおり修正します。 「福祉避難所への移動は、家族や近隣居住者等～原則とするが、その時々状況に応じて柔軟に、避難所担当職員等の～」
22	(第6章 個別避難計画の作成 P10) 第6章の(1)個別避難計画の作成対象者は同意のあったもののみになっていますが、これで良いのか不安です。その時同意しなくても、災害時には考えが変わっていることがあると思いますし、目の前で死にかけている非同意者を見つけた時の対応にも困ると思います。同意が無くても必要に応じて行動できる仕組みが必要な気がします。	個別避難計画は、平常時から御自身の避難方法について考え、地域の中で避難支援が受けられるような関係を築くことを目的としており、救助される意思を問うものではありません。緊急を要する災害現場においては、同意の有無に関わらず救助活動に全力を尽くしていくものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

No.	意見等の概要	市の考え方等
23	<p>(所定様式 様式3) 個別避難計画票(様式3)には裏面に例などとして記載される①避難支援者が複数人必要かどうか、②自宅から避難所までの移動を困難にする事などは誇張して記載するなど改善が必要である。さらに、車椅子利用者が勤務地(1階ではなく高層階などを想定)から避難する場合も特記させるような工夫が必要と考える。</p>	<p>特記事項の中でも、特に留意・配慮が必要な事項については、字体の変更や下線を引く等、目に留まりやすいような表示の工夫に努めてまいります。 今後、個別面談を重ねる中で、特別の記載が必要と感じた事項については、追記のために様式の見直しを検討しますので、まずは国の様式に準拠した当該様式で作成を進めていきたいと考えております。</p>

- * 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。
- * 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。